

## 【新規園向け】幼児教育・保育の無償化（預かり保育）について

### ■無償化（預かり保育）の概要

#### ○対象児童

共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象

#### ○上限額（おやつ代、行事費などは無償化対象外）

月額1万1,300円。ただし、利用日数に応じて月額上限額は変動（450円×利用日数）

①利用料	②利用日数	③上限額 (450円×②)	④無償化対象額 (①か③どちらか少ない額)	⑤実質負担額 (①-④)
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
10,000円	20日	9,000円	9,000円	1,000円

#### ○補足

- ・無償化には、保護者が保育の必要性の認定手続きを行う他、各園から千葉市への確認申請が必要
- ・満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象（月額1万6,300円が上限）
- ・預かり保育の実施時間等が少ない（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる（月額1万1,300円又は16,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）。

### ■千葉市における無償化（預かり保育）に係る支払いについて

#### ○3か月ごとの償還払い

○令和6年4月から6月分は、7月20日までに請求書及び領収証兼提供証明書を千葉市に提出いただき、9月末までに保護者個人に支払いを行う。

○請求書及び領収証兼提供証明書のとりまとめ、千葉市への提出は各園の皆様をお願いしたい。

### ■事務の流れ（令和4年度1回目の請求の場合）

#### ①【～令和6年2月末 各園の皆様】

千葉市に対して、確認申請書を提出していただく。

#### ②【～令和6年3月10日 保護者】

千葉市の各区こども家庭課にて、保護者が保育の必要性の認定に係る手続きをしていただく。

#### ③【令和6年4月以降 保護者】

保育の必要性の認定に係る通知を保護者が各園の皆様へ提示

#### ④【令和6年4月以降 各園の皆様】

千葉市在住者で給付認定申請を行った方に対し周知文を配布

※請求書の〆切期日については、千葉市への提出に間に合うよう（7月20日）各園にて設定

#### ⑤【令和6年4月以降 各園の皆様】

上記③で提示を受けた保護者に対し、領収証兼提供証明書（写）を交付

1か月毎でも3か月毎でも可。原本は各園で保管

#### ⑥【令和6年6月～7月上旬 各園の皆様】

請求書を上記③で提示を受けた保護者に対しお渡しし、記載いただいたら回収（期日は各園にて設定）

#### ⑦【～令和6年7月20日 各園の皆様】

千葉市に対し請求書及び領収証兼提供証明書（原本）を提出⇒9月末に千葉市から保護者個人に支払い

次ページへ

## ■年間の請求時期

①	請求の対象となる月	10月～12月分	1月～3月分	4月～6月分	7月～9月分
②	請求していただく月	1月	4月	7月	10月
③	千葉市からお支払いする月 ※	3月	6月	9月	12月

※ 各月の月末のお支払いとなります。

## ■まとめ（無償化に必要な事項）

①【各園⇒市】確認申請②【保護者⇒市】保育の必要性認定③【各園⇒市】領収証兼提供証明書、請求書

## ■よくあるご質問

預かり保育の無償化の額は、日ごとに利用料と基準額（1日450円）を比較して、それらを1か月分合計して計算するのか。それとも、1か月分の利用料を合計し、基準額（日数×450円）と比較して計算するのか。

1か月分の利用料を合計し、基準額（日数×450円）と比較して計算します。

例えば月に2日、右記のように利用した場合 ①1日目 200円 ②2日目 800円

合計 1000円・・・③（①+②） 上限額は450円×2日＝900円・・・④

無償化の額は、900円（③と④の低い方） 自己負担は100円となります。

請求書等の提出を保護者が怠った場合、園はどこまで対応すれば良いか。

明確な基準はございませんが、全体に対して周知文の配布及び口頭での説明等をしていただければ、保護者個別に対する督促等は可能な範囲で結構です。

施設としては平日8時間以上、年間200日以上の子供の預かり保育事業を実施していますが、人材確保等の事情により、定員を超える利用希望を断ったり、利用者個別の利用日数を制限している場合は、認可外保育施設等の無償化対象要件に該当するか。

幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象とする際の要件は、全ての市区町村が簡便かつ客観的に判断可能なものである必要があることから、幼稚園が提供している預かり保育事業の開設時間や日数で判断することとしております。したがって、施設として平日8時間以上、年間200日以上の子供の預かり保育事業を実施している場合には、個人の個別の保育ニーズが満たされていない場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象とはなりません。

## ■本日の配布資料

- 確認申請書
- 新規利用者向け説明資料（平日8時間以上かつ年間200日以上預かり実施）
- 新規利用者向け説明資料（平日8時間未満又は年間200日未満預かり実施）
- 給付認定者向け周知文（平日8時間以上かつ年間200日以上預かり実施）
- 給付認定者向け周知文（平日8時間未満又は年間200日未満預かり実施）
- 領収証兼提供証明書
- 市FAQ
- 預かり保育の基準に係る国通知（令和元年10月2日）

## ■関連リンク

市説明会資料 <http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/musyokasetumeikaisiryou.html>

国FAQ [https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyouka/pdf/faq\\_20210930.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyouka/pdf/faq_20210930.pdf)

# 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者所在地 \_\_\_\_\_

法人名  
(または名称) \_\_\_\_\_ 印

代表者氏名 \_\_\_\_\_

園 名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けたいので、同法第58条の2に基づき以下のとおり関係書類を添えて申請します。

## 1. 申請者に関する事項

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 ( <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 ) <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人 <input type="checkbox"/> 法人以外 ( <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体 )		
設置者・事業者名※	_____		
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	〒 _____		
	TEL : _____      メールアドレス : _____		
代表者	職名	フリガナ	氏名
	_____	_____	_____
	住所	生年月日	年 月 日
	_____	_____	_____

※ 設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記入してください。

## 2. 施設・事業に関する事項

施設・事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 預かり保育事業 (在園児を対象)
事業開始(予定)年月日	_____年 _____月 _____日

(添付書類)

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

(別紙3 預かり保育事業)

1. 事業所に関する事項

園の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園	
事業の種別	<input type="checkbox"/> 私学助成（預かり保育推進事業） <input type="checkbox"/> 地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ） <input type="checkbox"/> 公的支援を受けていない自主事業	
園名		
園所在地	〒 — —	
	TEL: — —	メールアドレス:
園管理者	職名	フリガナ 氏名
	住所	生年 昭和 年 月 日 月日 平成

2. 運営に関する事項

預かり保育事業の利用児童数及び職員配置（申請日時点）

	預かり保育 利用児童数	職員の 配置基準	配置職員数		(参考) 基準に基づく 配置職員数		(参考) 在籍園児数
			うち 有資格者 数	うち 有資格者 数	うち 有資格者 数	うち 有資格者 数	
平日 (登園前)	3歳児（満3歳児を含む）	20:1	—	—	—	—	人
	4・5歳児	30:1	—	—	—	—	人
	合計						人
平日 (降園後)	3歳児（満3歳児を含む）	20:1	—	—	—	—	/
	4・5歳児	30:1	—	—	—	—	
	合計						
長期 休業中	3歳児（満3歳児を含む）	20:1	—	—	—	—	
	4・5歳児	30:1	—	—	—	—	
	合計						
休日	3歳児（満3歳児を含む）	20:1	—	—	—	—	
	4・5歳児	30:1	—	—	—	—	
	合計						

※配置職員数には、預かり保育事業に従事している間、専ら当該事業に従事している人数を記入してください（教育課程担当職員による対応可）。

※有資格者数は、幼稚園教諭普通免許状所有者又は保育士の人数を記入してください。

3. 事業の実施状況

(1) 預かり保育事業の実施時間

平日	曜日	登園前	教育課程時間	降園後
		～	～	～
		～	～	～

長期休業日	曜日	預かり時間
		～
		～

休日※	曜日	預かり時間
		～
		～

※土曜・日曜・祝祭日

(2) 預かり保育事業の年間実施日数

	平日	長期休業日	休日	合計
年間実施日数				

(3) 食事・おやつ提供の有無等

- 食事・おやつ提供の有無  有  無
- (提供有の場合) 加熱、保存等の調理機能を有する設備の必要性の有無  有  無
- (必要性有の場合) 加熱、保存等の調理機能を有する設備の有無  有  無

4. 利用料金

(1) 預かり保育事業の料金

	1時間	1回	月極	その他
平日				
長期休業中				
休日				

※年齢や時間帯等により料金が異なる場合には、最大の額を記入してください。

※食事代及びおやつ代を預かり保育の料金と一体的に保護者から徴収している場合には、それを除いた金額を記入してください。

(2) 食事代及びおやつ代

	1回	月極
食事代		
おやつ代		

5. 設備・面積

部屋の名称	保育室ごとの受入れ人数等	預かり保育実施保育室面積
	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

(添付書類)

- 認定こども園…認定こども園法第17条第1項の規定による認可又は認定こども園法第3条第1項若しくは第3項の規定による認定を受けたことを証する書類の写し  
幼稚園、特別支援学校…学校教育法第4条第1項による認可を受けたことを証する書類の写し
- 料金表及び利用案内・パンフレット
- 預かり保育事業に従事する担当職員の名簿(職員の氏名及び資格・研修修了の有無がわかるもの)
- 園の図面(預かり保育の実施場所を明示したもの)

(あて先) 千葉市長

## 誓約書

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを、誓約します。

年 月 日

住所

法人名

代表者職氏名

印

園名

# 幼児教育・保育の無償化について（預かり保育）

## 手続

園が「平日8時間以上かつ年間200日以上預かり実施」の場合の保護者案内資料

保育料（預かり保育以外）について、既に幼稚園及び認定こども園（1号）を利用されている方は新たな手続は不要ですが、「預かり保育」の無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定（就労等の要件あり）」を受ける必要があります。**給付認定希望月の前月10日までに**園が所在する区の子ども家庭課に認定申請書等をご提出ください（郵送又は持参）。

様式は以下のURLからダウンロードしていただくか、各園又は区こども家庭課でお受け取りください。

URL：<http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/musyoukasikyuuuntei.html>



※預かり保育には定員があります。定員を超える利用申し込みがあった場合は、預かり保育を利用できない場合もございますので、利用される際は各園に事前にご相談ください。

## 保育料（預かり保育以外）

【新たな手続は不要】

基本的な利用者負担額は無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・上記保育料（預かり保育以外）とは別に、法令に基づき、幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、通園送迎費、食材料費などは、これまでどおり保護者の負担。

ただし、年収が360万円未満相当世帯の子供、全ての世帯の第3子以降の子供は副食（おかず・おやつ等）の費用が免除（副食費のみの取り扱い。預かり保育は免除の対象外）。

## 預かり保育料

【無償化の対象となるには上記手続が必要】

**月額1万1,300円**まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。（450円×利用日数）

（算定のイメージ）

①利用料	②利用日数	③上限額 (450円×②)	④無償化対象額 (①か③どちらか少ない額)	⑤実質負担額 (①-④)
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
10,000円	20日	9,000円	9,000円	1,000円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象（月額1万6,300円が上限）

### 【保育の必要性の認定手続きに関する問い合わせ先・提出先】

中央保健福祉センター こども家庭課 〒260-8511 中央区中央4-5-1 ☎043(221)2172	花見川保健福祉センター こども家庭課 〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 ☎043(275)6421	稲毛保健福祉センター こども家庭課 〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4 ☎043(284)6137	若葉保健福祉センター こども家庭課 〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 ☎043(233)8150	緑保健福祉センター こども家庭課 〒266-8550 緑区鎌取町226-1 ☎043(292)8137	美浜保健福祉センター こども家庭課 〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 ☎043(270)3150
--	--	---	---	---	---

### 【無償化の給付に関する問い合わせ先】

幼保運営課 助成第二班 ☎ 043-245-5735

# 幼児教育・保育の無償化について（預かり保育）

## 手続

園が「平日8時間未満又は年間200日未満預かり実施」の場合の保護者案内資料

保育料（預かり保育以外）について、既に幼稚園及び認定こども園（1号）を利用されている方は新たな手続は不要ですが、「預かり保育」の無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定（就労等の要件あり）」を受ける必要があります。**給付認定希望月の前月10日までに**園が所在する区の子ども家庭課に認定申請書等をご提出ください（郵送又は持参）。

様式は以下のURLからダウンロードしていただくか、各園又は区こども家庭課でお受け取りください。

URL：<http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/musyoukasikyuuuntei.html>



※預かり保育には定員があります。定員を超える利用申し込みがあった場合は、預かり保育を利用できない場合もございますので、利用される際は各園に事前にご相談ください。

## 保育料（預かり保育以外）

【新たな手続は不要】

基本的な利用者負担額は無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・上記保育料（預かり保育以外）とは別に、法令に基づき、幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、通園送迎費、食材料費などは、これまでどおり保護者の負担。

ただし、年収が360万円未満相当世帯の子供、全ての世帯の第3子以降の子供は副食（おかず・おやつ等）の費用が免除（副食費のみの取り扱い。預かり保育は免除の対象外）。

## 預かり保育料

【無償化の対象となるには上記手続が必要】

**月額1万1,300円**まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。（450円×利用日数）

（算定のイメージ）

①利用料	②利用日数	③上限額	④無償化対象額	⑤実質負担額
		(450円×②)	(①か③どちらか少ない額)	(①-④)
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
10,000円	20日	9,000円	9,000円	1,000円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額1万6,300円が上限）

※ 預かり保育の実施時間等が少ない（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額1万1,300円又は16,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

### 【保育の必要性の認定手続に関する問い合わせ先・提出先】

中央保健福祉センター こども家庭課 〒260-8511 中央区中央4-5-1 ☎043(221)2172	花見川保健福祉センター こども家庭課 〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 ☎043(275)6421	稲毛保健福祉センター こども家庭課 〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4 ☎043(284)6137	若葉保健福祉センター こども家庭課 〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 ☎043(233)8150	緑保健福祉センター こども家庭課 〒266-8550 緑区鎌取町226-1 ☎043(292)8137	美浜保健福祉センター こども家庭課 〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 ☎043(270)3150
--	--	---	---	---	---

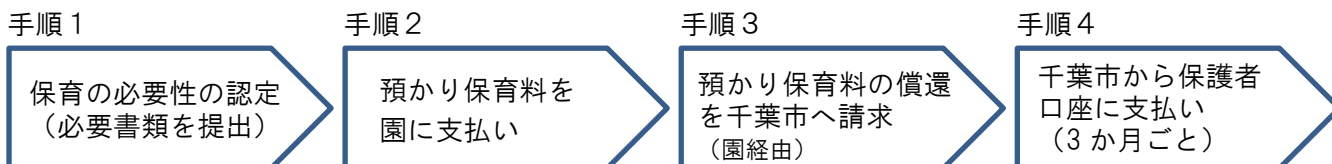
### 【無償化の給付に関する問い合わせ先】

幼保運営課 助成第二班 ☎ 043-245-5735



## ○保育の必要性の認定（給付認定）

令和元年10月から実施される「幼児教育・保育の無償化（預かり保育料分）」では、保育の必要性の認定を受けた児童が対象となるため、事前にお住まいの市区町村で給付認定を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」の要件は、以下をご覧ください。



※ この案内では手順1の手続きについてお知らせしています。手順2以降の手続きについては別途ご案内します。

### 1 保育の必要性の認定（給付認定）の対象となる方

保護者全員が、何らかの事情で保育することが困難な状況にある児童です。申請にあたっては、千葉市内に住民登録があり、かつ、居住していることが条件となります。

#### ▽保育することが困難な状況と認定期間

事由	要件	認定期間
1. 就労	<u>1か月において、月6時間以上労働している場合</u> ※休憩時間を含めて計算します。なお、通勤時間は除きます。	左の状態が継続すると見込まれる期間
2. 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もない場合	出産予定月とその前後2か月の計 <u>5か月</u>
3. 保護者の疾病・障害	病気やけが、あるいは心身に障害がある場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
4. 同居親族等の介護・看護	その児童の家庭又は家庭外において、病気や心身に障害のある親族がおり、長期にわたってその介護・看護にあたる場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
5. 災害復旧	火災や風水害、地震などの災害により家屋を失ったり破損したりして、その復旧に当たる場合	災害復旧が完了すると見込まれる期間
6. 求職中	求職活動を継続的に行っている場合	<u>3か月</u> （※1）
7. 就学・職業訓練	学校等に在学又は職業訓練を受けている場合	卒業予定日又は修了予定日が属する月の月末まで
8. 育児休業中（※2）	申請日時点で育児休業を取得している方で、申請日以前から継続して月64時間以上園等を利用している場合	育児休業取得対象児が満1歳になる月の月末まで（又は育児休業取得対象児が満1歳になる日より前に育児休業が終了する場合には、終了日が属する月の月末まで） 例：4月1日が誕生日の児童 ⇒ 満1歳になるのは3月31日 ⇒ 利用期限は3月末まで

※1 認定開始月の翌々月の末日時点で一定時間以上の就労をしていない等、保育の必要性を確認できない場合、認定期間が終了となります。

※2 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）の記載方法について

申請書裏面の「保育を必要とする事由」の父母それぞれの保育必要事由項目が記載された欄において、育児休業を取得中の保護者について、「その他」にチェックし、その括弧内に「育児休業中」とご記載ください。

【記載例】母が育児休業中の場合

保育を必要とする事由	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労（ <input type="checkbox"/> 単身赴任） <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 離婚調停 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 不存在 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	母	<input type="checkbox"/> 就労（ <input type="checkbox"/> 単身赴任） <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 離婚調停 <input type="checkbox"/> 不存在 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ <u>育児休業中</u> ）
	ひとり親の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 未婚（ 年 月 日（頃）から）
	生活保護法の適用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中

## 2 保育の必要性の認定（給付認定）に必要な書類

千葉市にお住まいの方について、申請には以下の書類が必要となります。必要な書類は、各家庭の状況によって異なります。

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 保育の必要性を確認するための書類（1）  
（法30条の4第2号又は第3号） その他状況に応じて必要な書類（2）

### （1）保育の必要性を確認するための書類

当てはまるものをご提出ください。

▽事由ごとの必要書類

事由	提出書類	備考
1. 就労	会社等に雇用されている方	就労（内定）証明書（★） 雇用主の証明を受けてください
	自営業	自営業等就労（内定）証明書（★）及び右記のうちどちらか一つの写し ・自営を証明するもの（営業許可証・開業届等） ・収入を証するもの（前年分の確定申告書等）
2. 妊娠・出産	母子手帳の写し（出産予定児童のもの）	母子手帳の表紙及び出産予定日のわかるページ
3. 保護者の疾病・障害	疾病の方	診断書 保育が困難である旨の記載があるもの
	障害の方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 該当するもの 氏名、障害名及び障害等級がわかるページ
4. 同居親族等の介護・看護	介護・看護を受ける方の診断書及び介護・看護計画書等	診断書…介護・看護が必要である旨を要記載 介護・看護計画書等…従事時間がわかるもの
5. 災害復旧	り災証明書	
6. 求職中		子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書の「保育を必要とする事由」欄の求職活動に <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。なお、求職中の取扱いは、国が検討中であり、今後変更される可能性があります。
7. 就学・職業訓練	在学証明書（又は学生証の写し）及び時間割表（自作でも可）	翌3月に卒業予定の方は4月以降の証明書類も提出してください。
8. 育児休業中	就労（内定）証明書及び在園証明または利用契約書等	就労（内定）証明書は、育児休業取得期間の明記が必要です。 併せて、申請日以前から継続利用していることを証するものを添付してください。

1、4、7の事由については、月64時間以上の従事時間が最低条件として必要となります。

★ 千葉市所定の様式があります。千葉市のホームページよりダウンロードするか、各園にて入手してご利用ください。

なお、保護者記入欄以外は勤務先から証明していただくものですので、保護者の方が自筆で書き加えたものについては無効となります。

(2) その他状況に応じて必要な書類      ▽保護者の状況に応じて、以下の書類が必要な場合があります

提出該当事由	提出書類	備考
ひとり親家庭や保護者が離婚調停中等で別居状態	児童扶養手当証書、戸籍謄本又は遺族年金証書の写し	
保護者の内に海外在住者がいる場合	パスポートの写し	

### 3 保育の必要性の認定（給付認定）の申請方法

千葉市にお住まいの方について、申請方法は以下のとおりとなります。審査の結果については、後日、区子ども家庭課から申請者へ通知します。

申請書の提出先	提出期限	備考
利用する施設が所在する各区の子ども家庭課（郵送又は持参）	給付認定希望日の前月10日まで （10日が土・日、祝日の場合は翌開庁日まで）	審査結果の通知が届きましたら、利用する施設にご提示ください。

### 4 現況届について

給付認定を受けた方は、年に1度、「現況届」の提出が必要となります。現況届に必要な書類は別途ご案内します。

### <みなし認定について>

保育所利用の申込等で、子どものための教育・保育給付の支給認定証（2号又は3号）の交付を受けた方で、かつ有効期間が失効していない方については、給付認定に係る申請が不要となる場合があります。ご不明な点は幼保運営課または各区子ども家庭課へご相談ください。

### <注意事項>

給付認定後に家庭の状況に変化があった場合は、変更手続きが必要となりますので、各区子ども家庭課（又はお住まいの市区町村）へ変更届及び必要書類の提出等をお願いいたします。

なお、詳細については、幼保運営課または各区子ども家庭課へご確認ください。

### 各区子ども家庭課問い合わせ先・提出先

中央保健福祉センター 子ども家庭課 〒260-8511 中央区中央4-5-1 ☎043 (221) 2172	花見川保健福祉センター 子ども家庭課 〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 ☎043 (275) 6421	稲毛保健福祉センター 子ども家庭課 〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4 ☎043 (284) 6137	若葉保健福祉センター 子ども家庭課 〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 ☎043 (233) 8150	緑保健福祉センター 子ども家庭課 〒266-8550 緑区鎌取町226-1 ☎043 (292) 8137	美浜保健福祉センター 子ども家庭課 〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 ☎043 (270) 3150
--	--	---	---	---	---

# 幼児教育・保育の無償化における 給付認定後の手続きについて

## 手続

園が「平日8時間以上かつ年間200日以上預かり実施」の場合の保護者案内資料

- ①「施設等利用給付認定通知書」がご自宅に届きましたら、速やかに利用する園にご提示ください。
- ②保育料を支払った後、利用する園から「領収証兼提供証明書（写）」が交付されますので、大切に保管ください（交付される時期は園によって異なります。）。「領収証兼提供証明書（原本）」については、利用する園の保管となります。
- ③以下に記載する「請求していただく月（1月、4月、7月、10月）」になりましたら、「請求書」を請求していただく月の 日までに利用する園にご提出ください。

※請求書の様式は利用する園を通して後日配布いたします。

※締切日を過ぎた場合、支払いが次回分（3か月後）となることがあります。

## 請求時期(3か月ごとの償還払い)

①	請求の対象となる月	10月～12月分	1月～3月分	4月～6月分	7月～9月分
②	請求していただく月	1月	4月	7月	10月
③	千葉市からお支払いする月 ※	3月	6月	9月	12月

※ 各月の月末のお支払いとなります。

問い合わせ先：

【保育の必要性の認定手続きに関すること】

千葉市保健福祉センターこども家庭課

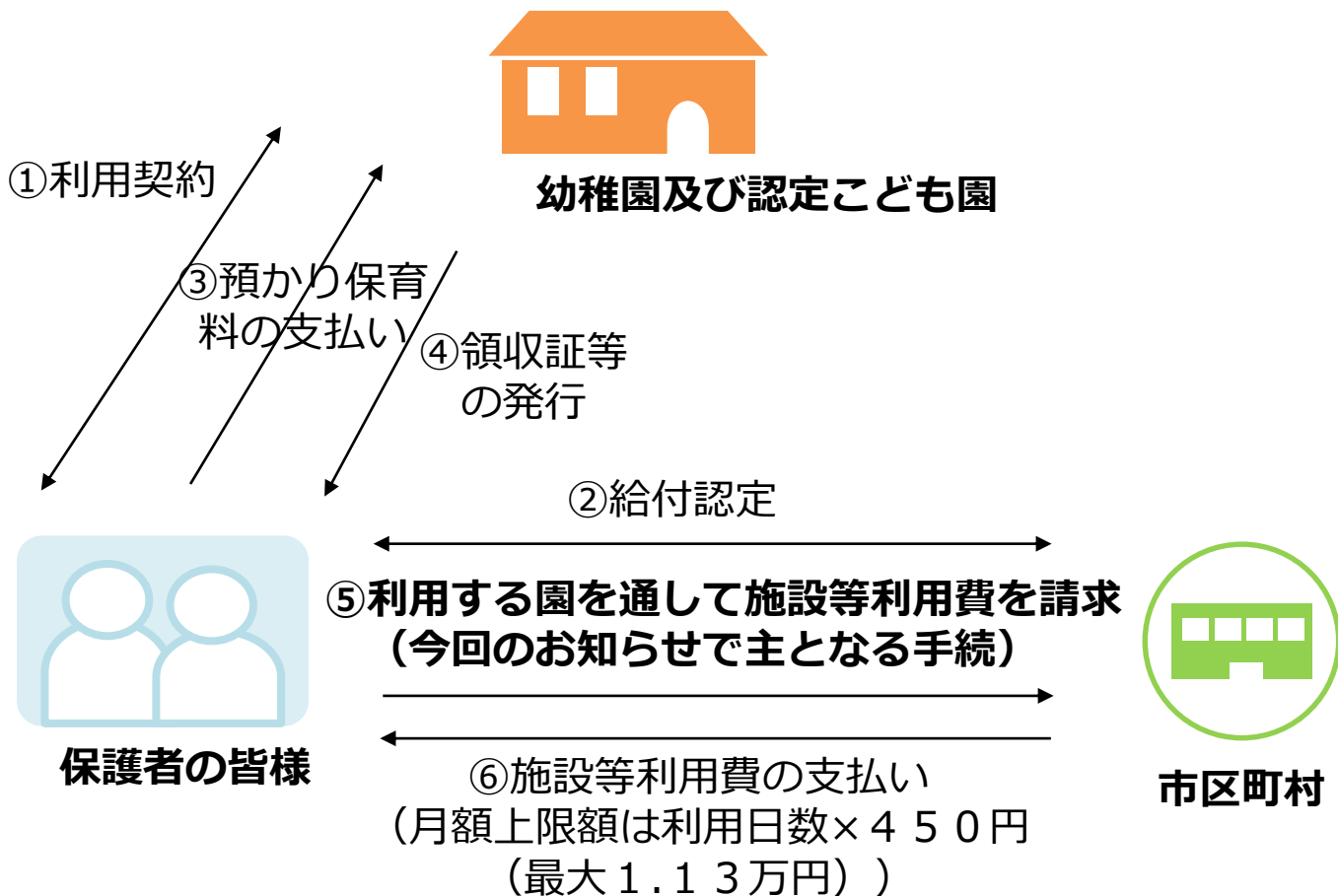
中央 ☎221-2172 花見川 ☎275-6421 稲毛 ☎284-6137

若葉 ☎233-8150 緑 ☎292-8137 美浜 ☎270-3150

【無償化の給付について】

千葉市幼保運営課 ☎043-245-5735

# [基本的な手続きのイメージ]



※住民税非課税世帯の3歳未満児（4月1日時点）は最大1.63万円まで

※無償化の対象は預かり保育料です。おやつ代などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

※保育の必要性の認定を受けていない場合、まずは申請が必要となります。給付認定希望日の前月10日までに申請をお願いいたします。

※給付認定後に家庭の状況に変化があった場合は、施設が所在する区のこども家庭課へ変更届及び必要書類の提出が必要となります。

## 【まとめ：無償化に必要な手続き】

①利用する園の預かり保育が無償化の対象となるかを確認する（市HPに掲載。右記QRコードからページに移動できます。）。

②事前に利用する園に預かり保育の利用について相談の上、給付認定を区のこども家庭課で受け、届いた通知を利用する園へ提示する。

③請求書を、利用する園に提出していただく。

※月額上限額は利用日数×450円（最大1.13万円（住民税非課税世帯の3歳未満児（4月1日時点）は月額1.63万円まで））となります。



# 幼児教育・保育の無償化における 給付認定後の手続きについて

## 手続

園が「平日8時間未満又は年間200日未満預かり実施」の場合の保護者案内資料

- ①「施設等利用給付認定通知書」がご自宅に届きましたら、速やかに利用する園にご提示ください。
- ②保育料を支払った後、利用する園から「領収証兼提供証明書（写）」が交付されますので、大切に保管ください（交付される時期は園によって異なります。）。「領収証兼提供証明書（原本）」については、利用する園の保管となります。
- ③以下に記載する「請求していただく月（1月、4月、7月、10月）」になりましたら、「請求書」を請求していただく月の 日までに利用する園にご提出ください。

※請求書の様式は利用する園を通して後日配布いたします。

※締切日を過ぎた場合、支払いが次回分（3か月後）となることがあります。

## 請求時期(3か月ごとの償還払い)

①	請求の対象となる月	10月～12月分	1月～3月分	4月～6月分	7月～9月分
②	請求していただく月	1月	4月	7月	10月
③	千葉市からお支払いする月 ※	3月	6月	9月	12月

※ 各月の月末のお支払いとなります。

問い合わせ先：

【保育の必要性の認定手続きに関すること】

千葉市保健福祉センターこども家庭課

中央 ☎221-2172 花見川 ☎275-6421 稲毛 ☎284-6137

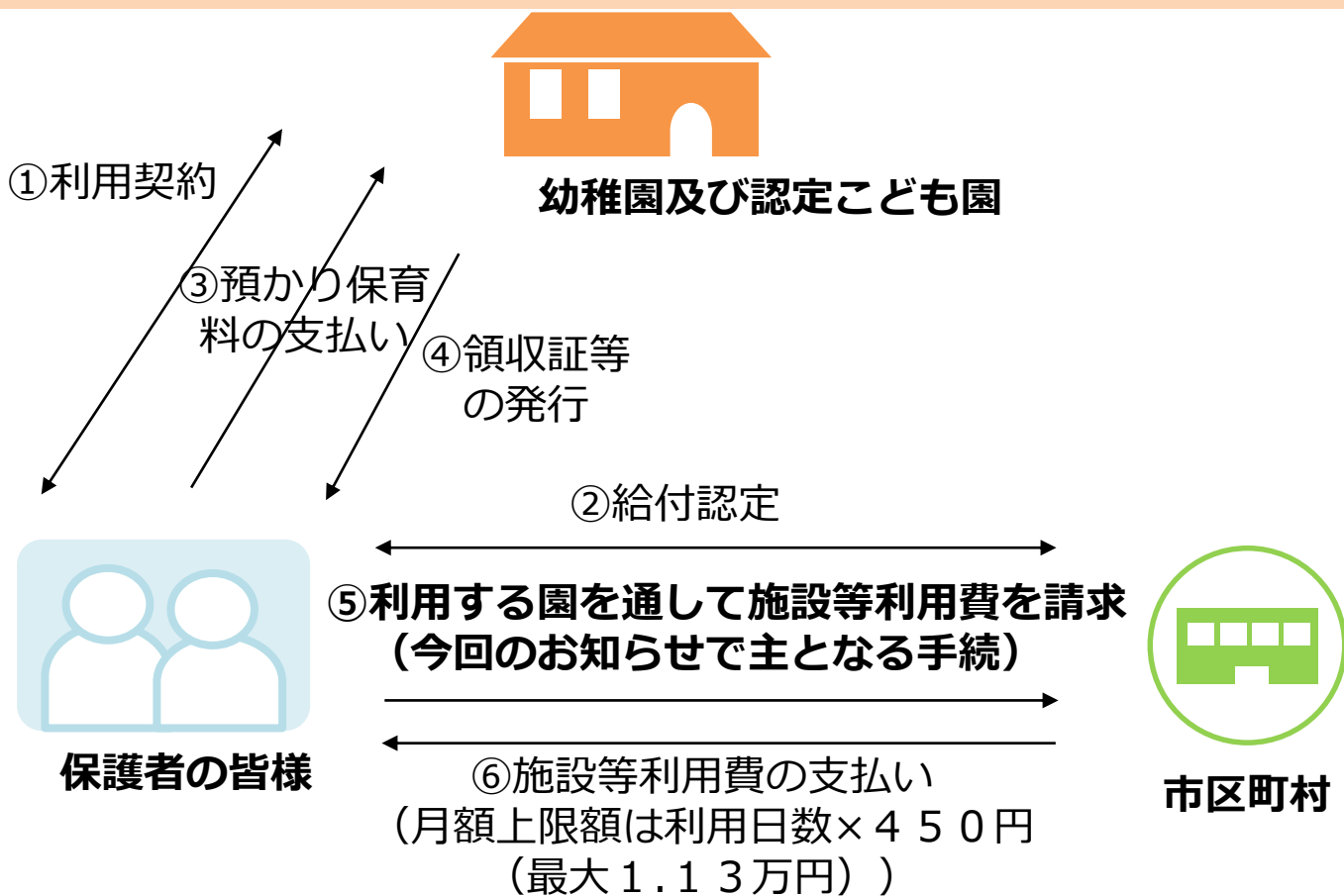
若葉 ☎233-8150 緑 ☎292-8137 美浜 ☎270-3150

【無償化の給付について】

千葉市幼保運営課 ☎043-245-5735



# [基本的な手続きのイメージ]



※住民税非課税世帯の3歳未満児(4月1日時点)は最大1.63万円まで

※無償化の対象は預かり保育料です。おやつ代などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

※保育の必要性の認定を受けていない場合、まずは申請が必要となります。給付認定希望日の前月10日までに申請をお願いいたします。

※給付認定後に家庭の状況に変化があった場合は、施設が所在する区のこども家庭課へ変更届及び必要書類の提出が必要となります。

## 【まとめ：無償化に必要な手続き】

- ①利用する園の預かり保育が無償化の対象となるかを確認する(市HPに掲載。右記QRコードからページに移動できます。)
- ②事前に利用する園に預かり保育の利用について相談の上、給付認定を区のこども家庭課で受け、届いた通知を利用する園へ提示する。
- ③請求書を、利用する園に提出していただく。



※月額上限額は利用日数×450円(最大1.13万円(住民税非課税世帯の3歳未満児(4月1日時点)は月額1.63万円まで))となります。

※預かり保育の実施時間等が少ない(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合は、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります(月額1.13万円又は1.63万円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)。

年 月 日

### 特定子ども・子育て支援に係る領収証兼提供証明書

預かり保育事業 認可外保育施設 一時預かり事業

納入者（保護者）  様
認定子ども氏名

設置者名称

主たる事務所の所在地

代表者職氏名

印

園・事業所の名称

#### 1 領収金額

	領収金額 ①=②+③	【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】② ・当該月分の利用料(保育料)	【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額】③ ・おやつ代等として
令和 年 月分	円	円	円
令和 年 月分	円	円	円
令和 年 月分	円	円	円

※特定子ども・子育て支援利用料（無償化対象経費）の領収金額は上記②の金額である。

#### 2 特定子ども・子育て支援に係る提供内容

	提供した日（提供日数）	提供時間帯※
令和 年 月分	/ ~ / ( 日)	: ~ :
令和 年 月分	/ ~ / ( 日)	: ~ :
令和 年 月分	/ ~ / ( 日)	: ~ :

※提供時間帯は、標準的な利用時間帯の記入でも可。



質問・回答 新制度移行幼稚園・認定こども園(預かり保育) 2019.9.5説明会 千葉市幼保運営課

No	項目	資料	質問	回答
1	領収証兼提供証明書	P39	幼稚園では、領収証兼提供証明書は毎月提出と聞いているが、認定こども園においては毎月でも3か月毎でもどちらでも構わないのか。	私学助成幼稚園における保育料については、毎月の提出となります(現物給付)。一方預かり保育については、私学助成幼稚園、認定こども園に関わらず毎月の提出でも、3か月毎の提出でも構いません。 ※説明会時は後日回答とさせていただきますが、本回答を以て、回答に代えさせていただきます。
2	保護者周知文	P35	給付認定者向けの保護者周知文(資料5)は、市から保護者に対し配布するのか、園から保護者に対し配布するのか。	園の皆様から保護者に対し配布していただく形となります。 9月末までに正式版をお送りいたします。
3	給食費	—	幼稚園給食から外部搬入をしているが、副食費の積算の根拠を千葉市に提出する必要はあるか。また、その根拠を精査されることはあるか。	確認監査において根拠を確認させていただきますが、一定程度の合理性があれば指摘事項とはしない予定です。
4	給食費	—	同じ業者から給食の搬入を受けても副食費の金額が異なることがあるということか。	副食費の金額については積算に一定の合理性があり、保護者に書面にて説明を行い、合意が得られれば問題ありません。補正給付における金額や、公立保育所のコスト等を参考に各園にて設定をお願いいたします。
5	給食費	—	副食費を仮に補正給付における金額を参考に225円とすると、おやつ代も含めて徴収していることもあり、赤字となってしまいます。しかし、おやつ代(100円)も含めると325円(月額6,500円)となり、かなり高くなってしまいます。どのように対応すればよいか。 (説明会後、個別質問)	副食費の金額については積算に一定の合理性があり、保護者に書面にて説明を行い、合意が得られれば問題ありません。補正給付における金額や、公立保育所のコスト等を参考に各園にて設定をお願いいたします。
6	プレ保育	P16	以下の形でプレ保育を実施しているが、認可外保育施設の届出の対象となるか。 ・9時～14時の週2回実施 ・2歳児のお子様を預かっている。 ・区切られた教室で、専属の職員が1名で実施している(保護者同席なし)。 (説明会後、個別質問)	週5日・1日4時間以上・年39週以上親と離れることを常態としていない場合は、保育の実態があるとは言えないため、以下の要件①～③を満たしていたとしても、認可外保育施設には当たらず、届出も不要です。 ①幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、 ②余裕教室や敷地内の別の建物などが園児と区分された専用のスペースで ③専従の職員による保育が実施されている
7	請求	P4	プリペイドカードで預かり保育の利用料を前払いしていただいているが、その場合の限度額の考え方は。 (説明会後、個別質問)	前払いの形であっても、対象月における利用回数及び利用料の合計を踏まえ、限度額を計算することとなります。  例えば月に2日、以下のように利用した場合 ①1日目 200円 ②2日目 800円 合計 1000円・・・③(①+②) 上限額は450円×2日=900円・・・④ → 無償化の額は、900円(③と④の低い方) 自己負担は100円となります。  なお、回数券等により複数回分の利用料を事前に支払う場合であっても、月毎に、利用した回数分にかかる利用料相当額と、利用日数に450円を乗じた額を比較して小さい額が無償化の給付額となります。この際、1回当たりの利用料金は、回数券等の料金を利用可能回数で除す(10円未満の端数は切り捨て。)ことにより算出してください。 ※幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2019年7月31日版】 No127
8	給食費	P27	リーフレット左下部分に、「ただし、年収が360万円未満相当世帯の子供、全ての世帯の第3子以降の子供は副食(おかず・おやつ等)の費用が免除。」とあるが、預かり保育も同様の扱いであると勘違いされる恐れがある。「預かり保育は対象外」という趣旨の言葉を追記して欲しい。	リーフレットの正式版において、以下の下線部分を追記しております。 「ただし、年収が360万円未満相当世帯の子供、全ての世帯の第3子以降の子供は副食(おかず・おやつ等)の費用が免除(副食費のみの取り扱い。預かり保育は免除の対象外)。」

質問・回答 新制度移行幼稚園・認定こども園(預かり保育)【第2版】 2019.8.9 千葉市幼保運営課

No	項目	質問	回答	追加修正等
1	定員を超える申し込み	新2号の定員設定の考え方は。職員配置や利用希望人数の関係で、希望を受けきれない場合は断っても良いか。	各園が人員配置等を踏まえ設定する定員を超える預かり保育事業の利用申し込みがあった場合には、各園の判断で利用をお断りすることや、対象者を選定することは可能です。 (幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会別冊2 幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2019年5月30日版】(以下「FAQ」という。) No.126) ※説明会時は後日回答とさせていただきますが、本回答を以て、回答に代えさせていただきます。	
2	認可外保育施設等	施設としては平日8時間以上、年間200日以上預かり保育事業を実施していますが、人材確保等の事情により、定員を超える利用希望を断ったり、利用者個別の利用日数を制限している場合は、認可外保育施設等の無償化対象要件に該当するか。	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象とする際の要件は、全ての市区町村が簡便かつ客観的に判断可能なものである必要があることから、幼稚園が提供している預かり保育事業の開業時間や日数で判断することとしております。したがって、施設として平日8時間以上、年間200日以上預かり保育事業を実施している場合には、個人の個別の保育ニーズが満たされていない場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象とはなりません。 <b>なお、預かり保育事業の長時間化・長期休業中の開所を十分な体制で実施できるよう、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)の単価の充実や加算の創設を行っています。各園の預かり保育事業が保護者の保育ニーズに応えたものとなるよう積極的な支援をして参ります。</b> (FAQ No.125) ※説明会時は後日回答とさせていただきますが、本回答を以て、回答に代えさせていただきます。	修正
3	確認申請	P11(別紙3 預かり保育事業)「2. 運営に関する事項」で、「預かり保育事業の利用児童数及び職員配置(申請日時点)」となっているが、いつ時点の人数を入力すれば良いのか。また、1号児童の利用実数を入力するのか。	申請日の属する年度における標準的な利用児童数及び職員配置をご入力ください。なお、曜日ごとに児童数が定まっている場合等はその旨をご記載(余白等)願います。 ※説明会時は後日回答とさせていただきますが、本回答を以て、回答に代えさせていただきます。	
4	保護者対応	保護者向け周知文(資料4-3)を一部修正して配布しても良いか。(説明会后、個別質問)	補足して説明することなどがあれば別紙を付けるなどして説明していただいても構いませんが、周知文の内容については原則そのままお願いします。やむを得ず内容を変更する場合は、周知文の趣旨が変わらない程度にしてください。また、周知内容を事前に確認させていただきたいため、幼保運営課に資料をデータで提出願います。	
5	保護者対応	保護者向け周知文(資料4-3)に、預かり保育の利用をお断りする可能性があることが書かれていない。(説明会后、個別質問)	第2版の保護者向け周知文を配布するなど工夫してまいります。可能であれば市政だよりでもお知らせします。	
6	保護者対応	英語・中国語版の保護者向け周知文(資料4-3)も作成してもらえないか。	検討いたします。 <b>7月9日に、保護者向け給付認定申請案内文(英語版、中国語版)を園へメールしました。</b> <b>①幼児教育の無償化 2019年10月からスタート</b> <b>(預かり保育の給付認定手続の案内)</b> <b>②保育の必要性の認定(給付認定)</b>	修正
7	保護者対応	不正受給と遡及適用の対応をご教示いただきたい。	不正受給: 検討します。 遡及適用: 遡及適用させることは難しいとは思いますが、後日お示しします。 ○支給認定 教育・保育給付認定と同様に、施設等利用給付認定についても、特定子ども・子育て支援施設等を利用する前の認定の申請を基本としていることから、施設等利用給付認定の有効期間の始期を申請後初めて施設・事業を利用した日が認定日のいずれか早い方としており、認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません。反対に、何らかの瑕疵により保育の必要性を認定した場合など、後日瑕疵により認定を取り消す場合は遡及して取り消す場合があるものと考えます。 (国FAQ75) ○請求 過年度の利用分も請求可能です(時効は2年)。(国FAQ99)	修正
8	保育認定	就労証明書の記入内容の確認(64時間以上勤務等)を園が行う必要があるか。	必要は無いです。	
9	保育認定	月によって64時間を超えたりなかったりする場合、無償化の対象となるか。(説明会后、個別質問)	区こども家庭課へお問合せください。(区で詳細な就労状況を確認して対象となるか判断します。)	
10	保育認定	就労要件を満たし支給認定を受けた方が、途中で仕事を辞めた場合、無償化の対象となるか。	無償化の対象とはなりません。	
11	保育認定	預かり保育を利用する方については、園独自で就労証明書を保護者から徴取しているが、それを新たな支給認定の添付書類(保育が困難なことを証明する書類)として良いのか(説明会后、個別質問)。	申請手続に関しては、市で定めた様式を使用する必要があります。また、就労証明書の有効期間は原則、3か月以内としています。保護者には証明を取り直す負担がありますが、無償化の対象となるために必要である旨ご説明してください。	

No	項目	質問	回答	追加修正等
12	保育認定	昨年度、上の子が学童保育等、他の入所申請に伴い既に就労証明書を提出しているが、今回の預かり保育無償化に係る支給認定(新2号)について就労証明書は改めて必要か。	就労証明書の提出は必要です(有効期間が3か月であるため)。	
13	保育認定	新2号となる人が、施設側からすると誰かわからない。	本人の申告を元に確認していただき、支給認定申請書及び就労証明書をお渡しください。	
14	保育認定	就労証明書及び支給認定申請書が不足した場合は、コピーで対応しても問題ないか。	問題ないです。	
15	市外在住者	他市のお子さんへの対応は(説明会后、個別質問)	在住している市の方針に従って頂きたいと思います。	
16	市外在住者	在園児に千葉市外居住者がいるが、申請手続き等は千葉市と同じ流れになるのか。(説明会后、個別質問)	新たな支給認定は、申請者が居住する自治体が行います。自治体により申請手続き等は異なる可能性があるため、園または保護者から直接該当自治体に確認をしてください。	
17	市外在住者	他市在住の子どもで、1号認定で預かり保育を利用している。本日配布された保護者向け周知文(資料4-3)を配布してよいか。(説明会后、個別質問)	現行の1号認定も居住する自治体が行っており、無償化のための新たな支給認定(新2号認定)も居住する自治体が行うこととなります。認定のための申請様式や手続きの流れは各自自治体で異なる可能性があるため、園または保護者から居住する自治体に直接確認してください。	
18	請求	請求書等の提出を保護者が怠った場合、園はどこまで対応すれば良いか。	別途説明会等の機会を設けてご説明差し上げます。	
19	請求	食材料費を預かり保育料と一体的に徴収している場合、どのように対応すればよいか。(説明会后、個別質問)	今般の幼児教育・保育の無償化では、全ての施設・事業に係る給付を通じて、食材料費・日用品費等(特定費用)については、無償化の対象となる利用料(特定子ども・子育て支援利用料)には含めることはできないため、特定子ども・子育て支援利用料と特定費用は切り分けて額を設定していただく必要があります。したがって、食材料費等の特定費用は特定子ども・子育て支援利用料とは別途徴収することが基本となると考えられますが、保護者に対して発行し、施設等利用費の支給の根拠資料となる領収証において両費用を確実に区分して記載することを前提に、保護者からは両費用を一体的に徴収することも可能です。なお、保育料とは別途徴収する場合、給食費は消費税が課税されることに御留意ください。(FAQ No.177)	
20	請求	預かり保育の無償化の額は、日ごとに利用料と基準額(1日450円)を比較して、それらを1か月分合計して計算するのか。それとも、1か月分の利用料を合計し、基準額(日数×450円)と比較して計算するのか。	1か月分の利用料を合計し、基準額(日数×450円)と比較して計算します。 例えば月に2日、以下のように利用した場合 ①1日目 200円、②2日目 800円 合計 1000円…③ 上限額は450円×2日=900円…④ 無償化の額は、900円(③と④の低い方) 自己負担は100円となります。	追加
21	預かり保育、一時預かり領収証	預かり保育の領収書提出の際、保育料を口座振り込みで徴収していた場合、通帳の写しや振り込まれた通知等で領収書の代わりとならないか。	現在国から領収書の定義の明確な定めが示されておりません。 国からの明確な定めが示されましたら、別途ご連絡いたします。	
22	その他	代理受領も考えているか。	現時点では考えていませんが、実務的な課題を精査しながら検討してまいります。 ※下線部分は説明会時における回答に追記をしている部分となります。	
23	保育認定	「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」の「申請に係る子どもの支給認定状況」欄の記入方法 1号認定を受けている人は、「過去に認定を受けている」「認定を受けたことはない」のどちらにチェックを入れたら良いか。	1号認定を受けて入園されている方については、「過去に認定を受けている」にチェックをつけていただくようご説明ください。	
24	保育認定	保護者の世帯状況は様々で、保育認定される可能性があるかと問われることがある。そのような場合にはどのように対応したらよいか。	保育の必要性の認定の詳細についてご不明な点がある場合は、実際に審査を行う区子ども家庭課にまずご相談いただくようご説明ください。 区子ども家庭課が、保護者世帯の状況をお聞きしながら申請にあたっての必要書類等をご案内いたします。	

No	項目	質問	回答	追加 修正等
25	保育認定	本日保護者向け説明会を行ったが、保護者が求職中の場合、書類等をどう案内すればよいか。	求職中の方については、申請書表面の保育を必要とする事由欄にある「求職中」にチェックをいただくのみで構いません(他に必要書類はありません)。 なお、求職中の扱いについては、現在国が検討中です。本市においては、国の動向や他市の状況等を確認しながら随時対応していく予定であり、申請手続きが変更となる場合は、その旨別途お知らせいたします。	
26	保育認定	園としては1号として預かっているが、認定は2号というケース この場合、預かり保育部分は無償となるか。	実際に1号としてご利用いただいている児童は、2号を併願申請していたとしても、最終的には1号の支給認定証を交付しています。そのため、預かり保育を利用する場合に無償化対象となるためには新2号認定の申請が必要です。	追加
27	必要職員数	ある時間帯における児童数が以下の場合の必要職員数は。 ①通常保育の1・2歳児が3人、4・5歳児が4人 ②預かり保育の3歳児が5人、4・5歳児が5人	①通常保育 1・2歳児 $3 \div 5 = 0.6$ 、4・5歳児 $4 \div 30 = 0.1$ (それぞれ小数第2位切捨) $0.6 + 0.1 = 0.7$ (小数第1位四捨五入) → 1.4以下の場合でも最低2人は必要なので、必要職員数2人 ②預かり保育 3歳児 $5 \div 20 = 0.2$ 、4・5歳児 $5 \div 30 = 0.1$ (それぞれ小数第2位切捨) $0.2 + 0.1 = 0.3$ (小数第1位四捨五入) → 1.4以下の場合でも最低2人は必要だが、事務室などに、いつでも支援ができる職員(通常保育の職員を除く)がいる場合には1人で可(支援できる職員がいない場合は2人) ①と②を合わせ、3人必要となります。(支援できる職員がいない場合は4人) ※同じ部屋で①、②の児童を保育している場合も同様です。	追加

元文科初第822号  
府子本第547号  
令和元年10月2日

各都道府県教育委員会教育長  
各都道府県知事 殿  
附属幼稚園、小学校及び特別支援学校  
を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )

内閣府子ども・子育て本部統括官  
( 公 印 省 略 )

幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部における  
預かり保育の質の向上について（通知）

幼稚園や認定こども園等において、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の範囲外に希望する在籍園児を対象に行う教育活動（以下「預かり保育」という。）については、平成12年から施行された幼稚園教育要領において初めて位置付けられ、近年においては多くの園にその実施に取り組んでいただいております。幼稚園や認定こども園等に在籍する幼児の保育需要の充足に大きな役割を果たしています。

こうした状況も踏まえ、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「子子法」という。）に基づき令和元年10月から実施される幼児教育・保育の無償化においては、幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）において実施される預かり保育についても、保育の必要性が認められる者に限り無償化の対象事業とされているところです（子子法第7条第10項第5号）。

無償化の対象として子子法第30条の11の確認を受けて実施する特定子ども・子育て支援施設等である預かり保育については、運営費補助の種類や有無にかかわらず、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第6号）による改正後の子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「子子法施行規則」という。）第1条の2に定める基準を満たして実施していただくこととなりますが、近年の預かり保育に対する社会

的要請の高さに鑑みれば、同基準を満たすことはもちろん、一層の質の向上を図っていくことが重要です。

これまでも、幼稚園教育要領等において、適切な責任体制と指導体制を整備した上で行うようにすることなど、預かり保育の実施上の留意点をお示ししてきたところであり、幼稚園・認定こども園の設置者及び所轄庁におかれては適切に指導監督をしていただいているところですが、今般、更に具体的に預かり保育の指導監督を行う際の留意事項を下記の通り取りまとめましたので、本通知に基づいて預かり保育の一層の質の向上が図られるよう各幼稚園等の指導監督をよろしくお願いいたします。

なお、特別支援学校幼稚部において教育課程に係る教育時間の範囲外に在籍園児に対して教育活動を行う場合も考えられ、その場合も同様の取扱となりますので、御留意願います。

都道府県教育委員会におかれては域内の市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会及び所轄の特別支援学校幼稚部に対し、都道府県知事におかれては域内の市町村長及び所轄の幼稚園等に対し、各国立大学法人学長におかれては管下の附属幼稚園及び特別支援学校幼稚部に対して、この通知の趣旨を十分周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1 預かり保育の実施体制について

幼稚園等の預かり保育については、下記の実施体制・設備等により実施していただきたいこと。うち、(1)～(4)については子子法第30条の11に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認を受け、無償化の対象となる預かり保育が遵守すべき基準として子子法施行規則第1条の2に定められているものであり、特定子ども・子育て支援施設等としての確認を受けた幼稚園等は必ず満たすとともに、預かり保育を実施するその他の幼稚園等についても満たすことが望ましいこと。(5)～(6)については本通知に基づく基準であり、幼稚園等における預かり保育の質の向上のため、預かり保育を実施する全ての幼稚園等が満たすことが望ましいこと。

- (1) 次に掲げる幼児の年齢及び人数に応じて預かった幼児の処遇を行う職員を置くこととし、そのうち3分の1以上は保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある幼稚園等にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。)又は幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する普通免許状をいう。)を有する者(以下「有資格者」という。)であること。ただし、当該職員の数は、2人を下ることはできないこと。

- ア 3歳児 幼児概ね20人につき保育に従事する者1人
- イ 4歳児・5歳児 幼児概ね30人につき保育に従事する者1人

(2) (1)に規定する職員は、専ら預かり保育に従事するものでなければならないこと。ただし、預かり保育を行うに当たって当該幼稚園等の職員（有資格者に限る。）による支援を受けることができるときは、有資格者1名で処遇ができる幼児数の範囲内において、専ら当該事業に従事する職員を1人とすることができること。なお、「専ら預かり保育に従事する」とは、預かり保育の実施時間中において預かり保育に専従することを意味し、教育課程に係る教育時間等に教育・保育に従事することを妨げるものではないこと。

(3) 教育・保育の内容については、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに準じたものとする。

- ア 幼稚園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼稚園教育要領
- イ 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領
- ウ 特別支援学校 特別支援学校幼稚部教育要領

(4) 食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。

(5) 幼児の処遇を行う職員のうち、(1)に基づき配置する有資格者以外の職員については、次に掲げる者であること。

- ア 小学校教諭普通免許状所有者
- イ 養護教諭普通免許状所有者
- ウ 幼稚園教諭教職課程又は保育士課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者
- エ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。）
- オ 市町村長等が行う研修を修了した者（※）

(※) 「市町村長等が行う研修を修了した者」とは、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者又は子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児

発 1030 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添 1 の 1 に定める基礎研修と同等の研修を修了した者(令和 2 年 3 月 31 日までの間に修了した者に限る)をいう。

(6) 預かり保育を実施する保育室の面積は、幼児 1 人当たり 1.98 m<sup>2</sup>以上であること。

## 2 預かり保育の実施状況の共有等について

所轄する幼稚園等が「1 預かり保育の実施体制について」に定める(1)～(6)の各項目を充足しているかどうかを判断するに当たっては、所轄庁による通常の指導・監督の過程において確認する方法のほか、当該幼稚園等が所在する市区町村から、子子法第 30 条の 11 に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認を行う際に受け付けた確認申請書類に含まれる預かり保育の実施状況に係る書類の共有を受けることにより確認する方法が考えられること。

また、都道府県において、所轄する幼稚園等であって子子法第 30 条の 11 に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けたものが、1(1)～(4)の基準を満たさない状況を把握した場合は、当該幼稚園等が所在する市区町村にも情報を共有するとともに、都道府県と市区町村が協力して当該幼稚園等に対して基準を満たすように適切に指導を行っていただきたいこと。

## 3 預かり保育の運営支援の充実について

今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、預かり保育の利用に係る需要が高まることが想定され、各園が預かり保育の体制を充実できるように支援していくことは重要であり、国としても一時預かり事業(幼稚園型 I)や私学助成における預かり保育推進事業の充実を図っているところであるが、各都道府県・市区町村においてもこれらの事業を積極的に活用し、幼稚園等における預かり保育の支援の充実に努めていただきたいこと。

### 【担 当】

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL (03)5253-4111(内線 2374)

FAX (03)6734-3736

E-mail youji-jinzai@mext.go.jp



# 【千葉市】無償化に関する請求までの流れ（一時預かり実施園）

## 1 無償化の概要

### （１）対象児童

- ア 保育の必要性の認定（給付認定）を受けた3歳以上児 月額上限3.7万円
- イ 保育の必要性の認定（給付認定）を受けた3歳未満児（住民税非課税世帯） 月額上限4.2万円

※保育の必要性の認定には就労等の要件あり

※通園送迎費、食材料費、行事費、入園料などは無償化対象外

### （２）対象施設

確認申請（資料3-1、3-2、3-3）を行い、公示されている必要があります。

### （３）請求事務

以下の書類を幼保運営課に提出する必要があります。

- ア 領収証兼提供証明書（資料5-1 園が作成）
- イ 請求書（資料6-1 保護者が作成）

【請求時期（3か月ごとの償還払い）】

A	請求の対象となる月	10月～12月分	1月～3月分	4月～6月分	7月～9月分
B	請求していただく月 ※1	1月	4月	7月	10月
C	千葉市からお支払いする月 ※2	3月	6月	9月	12月

※1 各月の20日（締切日当日が土日祝日の場合は、翌開庁日が締切日）までに提出。締切日を過ぎた場合、支払いが次回分（3か月後）となる場合があります。

※2 各月の月末のお支払いとなります。

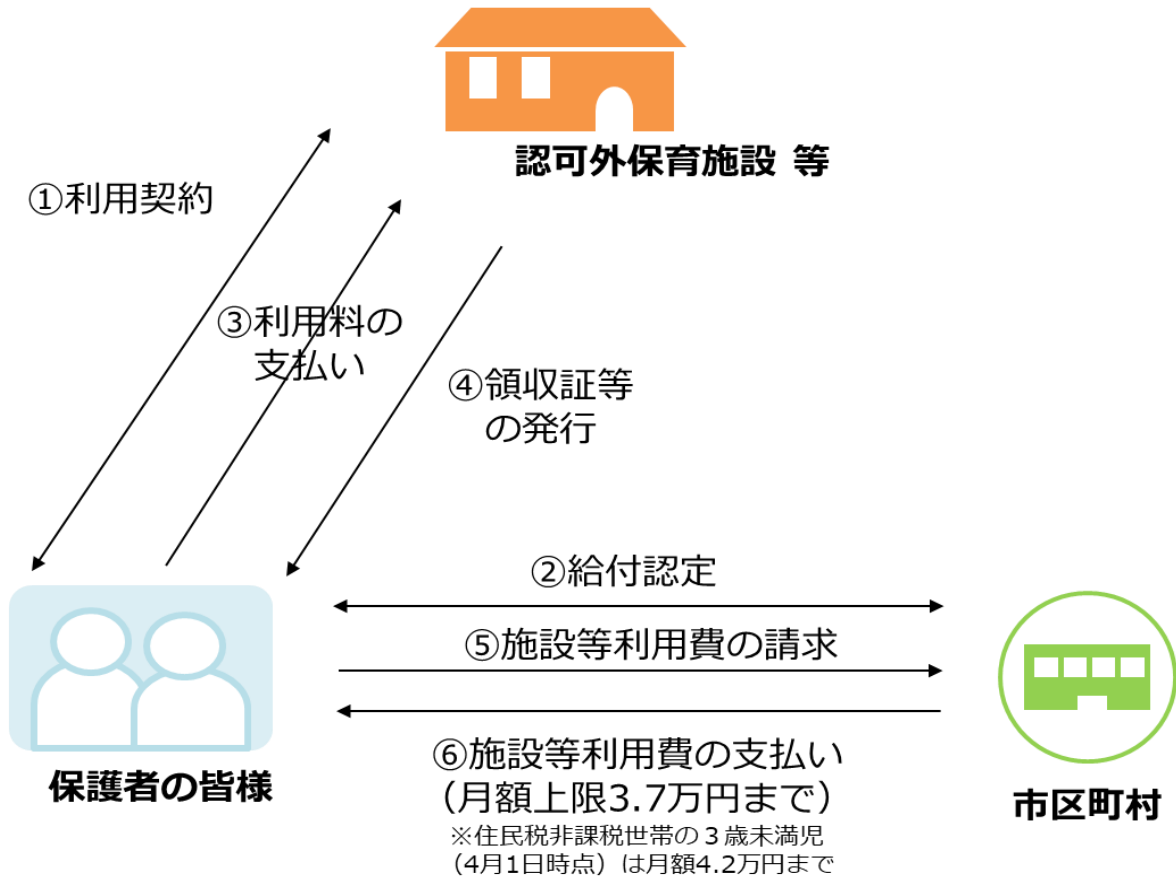
### （４）無償化対象外となる場合

保護者が以下の施設等を利用している場合は、認可外保育施設等は無償化対象外となります。

- ・認可保育所 ・認定こども園（2号・3号） ・小規模保育 ・事業所内保育
- ・家庭的保育 ・企業主導型保育 ・幼稚園及び認定こども園（1号）※

※預かり保育の実施時間等が十分な（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上かつ年間開所日数が200日以上）場合

## [基本的な手続きのイメージ]



## 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者所在地 \_\_\_\_\_

法人名  
(または名称) \_\_\_\_\_ 印

代表者氏名 \_\_\_\_\_

園 名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けたいので、同法第58条の2に基づき以下のとおり関係書類を添えて申請します。

## 1. 申請者に関する事項

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 ( <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 ) <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人 ) <input type="checkbox"/> 法人以外 ( <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体 )		
	設置者・事業者名※	〒 _____	
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	TEL: _____ メールアドレス: _____		
代表者	職名	フリガナ	_____
		氏名	_____
	住所	生年月日	_____年 月 日

※ 設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記入してください。

## 2. 施設・事業に関する事項

施設・事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 一時預かり事業
事業開始(予定)年月日	_____年 月 日

(添付書類)

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

1. 事業所に関する事項

園の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> 小規模保育施設 <input type="checkbox"/> その他				
事業の種別	<input type="checkbox"/> 一般型 ( <input type="checkbox"/> 基幹型 ) <input type="checkbox"/> 余裕活用型				
園名					
園の所在地	〒 - -				
	TEL: - -		メールアドレス:		
園管理者	職名		フリガナ		
			氏名		
	住所		生年月日	昭和 平成	年 月 日

2. 運営に関する事項

(1) 職員の定数及び職務の内容

		常勤	非常勤	合計
職員数				
うち、一時預かりを行う保育士等				
資格別の内訳	保育士			
	幼稚園教諭			
	保育教諭			
	看護師			
	准看護師			
	その他 ( )			

(2) 利用定員

利用定員	
内一時預かりの利用定員	

(3) 利用料金

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
保育料	不定期 (1日)	2,200円			1,200円			
	不定期 (半日)	1,100円			600円			
	定期	(週3日)	26,100円			13,500円		
		(週2日)	18,300円			9,400円		
		時間外	3,000円			1,900円		
その他 ( )								
その他 ( )								
その他 ( )								

食事提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 (有の場合は以下も記入してください。)										
	<table border="1"> <tr> <td>食事代</td> <td><input type="checkbox"/> 1食当たり</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 月当たり</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4"><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> </tr> </table>	食事代	<input type="checkbox"/> 1食当たり		<input type="checkbox"/> 月当たり			<input type="checkbox"/> その他 ( )			
	食事代	<input type="checkbox"/> 1食当たり		<input type="checkbox"/> 月当たり							
	<input type="checkbox"/> その他 ( )										
<p>・上記の食事代は、パンフレット等に記載している保育料に含んでいますか</p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ											
	<input type="checkbox"/> 無										

(添付書類)

- 1 千葉市一時預かり事業認定通知書の写し
- 2 利用案内・パンフレット

(あて先) 千葉市長

## 誓約書

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを、誓約します。

年 月 日

住所

法人名

代表者職氏名

印

園名

年 月 日

特定子ども・子育て支援に係る **領収書**  
**支払い証明書**

兼提供証明書

資料5-1

■一時預かり事業

納入者（保護者）  様
認定子ども氏名

設置者名称

主たる事務所の所在地

代表者職・氏名

印

園・事業所の名称

1 領収金額

	領収金額 ①=②+③	【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】② ・当該月分の利用料(保育料)	【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額】③ ・おやつ代等として
令和 年 月分	円	円	円
令和 年 月分	円	円	円
令和 年 月分	円	円	円

※特定子ども・子育て支援利用料（無償化対象経費）の領収金額は上記②の金額である。

2-1 特定子ども・子育て支援に係る提供内容（定期利用）

	提供した日（提供日数）	提供時間帯※
令和 年 月分	/ ~ / ( 日)	: ~ :
令和 年 月分	/ ~ / ( 日)	: ~ :
令和 年 月分	/ ~ / ( 日)	: ~ :

※提供時間帯は、標準的な利用時間帯の記入でも可。



施設等利用費請求書 (償還払い用)

認可外保育施設、一時預かり保育事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センターの施設等利用費

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 認定子ども及び認定子どもと同居する方の住民登録関係状況や市町村民税課税状況について、関係機関に調査・照会すること。
2. 実際に利用していることを千葉市が対象施設等に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を千葉市が対象施設等に確認すること。

添付書類として、**領収証 (コピー可) と提供証明書 (原本)**が必要です。

※領収証と提供証明書を統合した「**領収証兼提供証明書**」の場合は**原本**を提出

※ファミリー・サポート・センターを利用の場合は、提供証明書の代わりに相互援助活動報告書の原本を提出

※幼稚園・認定こども園の預かり保育事業を利用されている方は、幼稚園・認定こども園から配布される様式で請求してください。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども の 続柄	生年月日	
氏 名	※自筆でない場合は、記名押印してください。 ※振込先は施設等利用給付認定保護者(請求者)名義の口座に限ります。		現住所	
			電話番号	

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ		生年月日	
氏 名		給付認定番号	
		請求期間中の住所	<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した

3. 利用した事業 (認可外保育施設、一時預かり保育事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター) ※複数記入可

①	施設・事業名		<input type="checkbox"/> 認可外保育施設
	所在地		<input type="checkbox"/> ベビーシッター
②	施設・事業名		<input type="checkbox"/> 一時預かり保育事業
	所在地		<input type="checkbox"/> 病児・病後児保育事業
③	施設・事業名		<input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター (子育て援助活動支援事業)
	所在地		電話番号

※千葉市内の施設については、所在地の記入は不要です。①～⑤に書き切れない場合は余白等に記載してください。

<裏面も記入して下さい>



④	施設・事業名		<input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> ベビーシッター <input type="checkbox"/> 一時預かり保育事業 <input type="checkbox"/> 病児・病後児保育事業 <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）
	所在地		
			電話番号
⑤	施設・事業名		<input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> ベビーシッター <input type="checkbox"/> 一時預かり保育事業 <input type="checkbox"/> 病児・病後児保育事業 <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）
	所在地		
			電話番号

※千葉市内の施設については、所在地の記入は不要です。①～⑥に書き切れない場合は余白等に記載してください。

4. 認可外保育施設、一時預かり保育事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センターの施設等利用費の償還払い請求の内訳

月額保育料 ※1	月分	月分	月分	合計（請求額）
認可外保育施設	円	円	円	/
ベビーシッター	円	円	円	
一時預かり保育事業	円	円	円	
病児・病後児保育事業	円	円	円	
ファミリー・サポート・センター （子育て援助活動支援事業）	円	円	円	
月額保育料の合計	円	円	円	
請求額 以下の内、いずれか低い額を記入 「月額保育料の合計」 「月額上限額※2」	円	円	円	円

※1 保育料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定し、「月額保育料」の欄に記入して下さい（10円未満の端数がある場合は切り捨て）。

※2 「月額上限額」は37,000円（住民税非課税世帯の0歳児～2歳児は42,000円）です。  
 途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入があった場合は、次の通りとなります。  
 <途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額>  
 $37,000(42,000)円 \times 転出日までの日数 \div その月の日数$   
 <途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額>  
 $37,000(42,000)円 \times 転入先での認定日からの日数 \div その月の日数$

5. 償還払いの振込先

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※「1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)」と同じ名義の口座に限ります。

【添付書類】

- ① 「園に支払った金額」を証明する領収証（コピー可）
- ② 特定子ども・子育て支援提供証明書（原本）

※領収証と提供証明書を統合した「特定子ども・子育て支援に係る領収証兼提供証明書」の場合は原本を提出

※ファミリー・サポート・センターを利用の場合は、提供証明書の代わりに相互援助活動報告書の原本を提出